

静岡県立自然公園条例施行規則及び静岡県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第24号

静岡県立自然公園条例施行規則及び静岡県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則
(静岡県立自然公園条例施行規則の一部改正)

第1条 静岡県立自然公園条例施行規則(昭和36年静岡県規則第49号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)</p> <p>第15条 条例第19条第8項第5号に規定する規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) <u>漁港漁場整備法</u>(昭和25年法律第137号)第3条第1号に掲げる施設若しくは同条第2号イからハマまでに掲げる施設(駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については、公共施設用地に限る。)又は沿岸漁業(沿岸漁業改善資金助成法(昭和54年法律第25号)第2条第1項に規定する沿岸漁業(総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船(搭載漁船を除く。))を使用して行うものを除く。)をいう。以下この号において同じ。)の生産基盤の整備及び開発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。</p> <p>(11)～(26)の5 (略)</p> <p>(26)の6 <u>漁港漁場整備法</u>第25条の規定により指定された漁港管理者が維持管理する同法第3条に規定する漁港施設から汚水又は廃水を排出すること。</p> <p>(26)の7 (略)</p> <p>(26)の8 建築基準法(昭和25年法律第201号)第31条第2項に規定する<u>屎尿浄化槽</u>(建築</p>	<p>(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)</p> <p>第15条 条例第19条第8項第5号に規定する規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>(昭和25年法律第137号)第3条第1号に掲げる施設若しくは同条第2号イからハマまでに掲げる施設(駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については、公共施設用地に限る。)又は沿岸漁業(沿岸漁業改善資金助成法(昭和54年法律第25号)第2条第1項に規定する沿岸漁業(総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船(搭載漁船を除く。))を使用して行うものを除く。)をいう。以下この号において同じ。)の生産基盤の整備及び開発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。</p> <p>(11)～(26)の5 (略)</p> <p>(26)の6 <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>第25条の規定により指定された漁港管理者が維持管理する同法第3条に規定する漁港施設から汚水又は廃水を排出すること。</p> <p>(26)の7 (略)</p> <p>(26)の8 建築基準法(昭和25年法律第201号)第31条第2項に規定する<u>屎尿浄化槽</u>(建築</p>

<p>基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条に規定する処理対象人員に応じた性能を有するものに限る。）から汚水又は廃水を排出すること。</p> <p>(26)の9～(30)（略）</p> <p>(30)の2 <u>漁港漁場整備法</u>第34条第1項の規定により定められた漁港管理規程に基づき、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等に表示すること。</p> <p>(30)の2の2～(34)（略）</p>	<p>基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条に規定する処理対象人員に応じた性能を有するものに限る。）から汚水又は廃水を排出すること。</p> <p>(26)の9～(30)（略）</p> <p>(30)の2 <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>第34条第1項の規定により定められた漁港管理規程に基づき、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等に表示すること。</p> <p>(30)の2の2～(34)（略）</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

（静岡県自然環境保全条例施行規則の一部改正）

第2条 静岡県自然環境保全条例施行規則（昭和48年静岡県規則第49号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（特別地区内の行為の許可基準）</p> <p>第13条 条例第13条第5項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 建築物その他の工作物を新築すること。</p> <p>ア・イ（略）</p> <p>ウ 次に掲げる工作物</p> <p>当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び形態が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境を損なうおそれが少ないこと。</p> <p>(7)～(i)（略）</p> <p>(k) <u>漁港漁場整備法</u>（昭和25年法律第137号）第3条に規定する漁港施設又は同法<u>第40条</u>の規定により漁港施設としてみなされた施設</p> <p>(j)～(r)（略）</p> <p>エ・オ（略）</p> <p>(2)～(14)（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第17条 条例第13条第9項第4号の規則で定め</p>	<p>（特別地区内の行為の許可基準）</p> <p>第13条 条例第13条第5項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 建築物その他の工作物を新築すること。</p> <p>ア・イ（略）</p> <p>ウ 次に掲げる工作物</p> <p>当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び形態が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境を損なうおそれが少ないこと。</p> <p>(7)～(i)（略）</p> <p>(k) <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>（昭和25年法律第137号）第3条に規定する漁港施設又は同法<u>第66条</u>の規定により漁港施設としてみなされた施設</p> <p>(j)～(r)（略）</p> <p>エ・オ（略）</p> <p>(2)～(14)（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第17条 条例第13条第9項第4号の規則で定め</p>

る行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 工作物（建築物を含む。以下同じ。）を新築し、改築し、又は増築することであつて、次に掲げるもの

ア～オ （略）

カ 漁港漁場整備法第3条第1号に掲げる施設又は同条第2号イからハマまでに掲げる施設（駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については、公共施設用地に限る。）を改築し、又は増築すること。

キ 漁港漁場整備法第34条第1項に規定する漁港管理規程に基づき標識を設置すること。

ク （略）

ケ 道路（道路法第2条第1項に規定する道路を除く。以下クにおいて同じ。）を舗装し、又は道路のこう配を緩和し、線形を改良し、その他道路を改築すること（その現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）。)

コ～テ （略）

ト 社寺境内地又は墓地において、鳥居、灯ろう、墓碑その他これらに類するものを新築し、改築し、又は増築すること。

ナ～フ （略）

- (2)～(9) （略）

- (10) 知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺1キロメートルの区域内において、当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出することであつて、次に掲げるもの

ア～カ （略）

キ 漁港漁場整備法第25条に規定する漁港管理者が維持管理する同法第3条の漁港

る行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 工作物（建築物を含む。以下同じ。）を新築し、改築し、又は増築することであつて、次に掲げるもの

ア～オ （略）

カ 漁港及び漁場の整備等に関する法律第3条第1号に掲げる施設又は同条第2号イからハマまでに掲げる施設（駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については、公共施設用地に限る。）を改築し、又は増築すること。

キ 漁港及び漁場の整備等に関する法律第34条第1項に規定する漁港管理規程に基づき標識を設置すること。

ク （略）

ケ 道路（道路法第2条第1項に規定する道路を除く。以下クにおいて同じ。）を舗装し、又は道路の勾配を緩和し、線形を改良し、その他道路を改築すること（その現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）。)

コ～テ （略）

ト 社寺境内地又は墓地において、鳥居、灯籠、墓碑その他これらに類するものを新築し、改築し、又は増築すること。

ナ～フ （略）

- (2)～(9) （略）

- (10) 知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺1キロメートルの区域内において、当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出することであつて、次に掲げるもの

ア～カ （略）

キ 漁港及び漁場の整備等に関する法律第25条に規定する漁港管理者が維持管理す

施設から汚水又は廃水を排出すること。

ク～サ (略)

(11) (略)

(12) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

ア 森林法第25条第1項若しくは第2項若しくは第25条の2第1項若しくは第2項の規定により指定された保安林の区域若しくは同法第41条の規定により指定された保安施設地区内における同法第34条第2項各号に該当する場合の同項（同法第44条において準用する場合を含む。）に規定する行為又は森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第63条第1号に規定する事業若しくは工事を実施する行為

イ～ク (略)

(13) (略)

る同法第3条の漁港施設から汚水又は廃水を排出すること。

ク～サ (略)

(11) (略)

(12) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

ア 森林法第25条第1項若しくは第2項若しくは第25条の2第1項若しくは第2項の規定により指定された保安林の区域若しくは同法第41条の規定により指定された保安施設地区内における同法第34条第2項各号に該当する場合の同項（同法第44条において準用する場合を含む。）に規定する行為又は森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第63条第1項第1号に規定する事業若しくは工事を実施する行為

イ～ク (略)

(13) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条中静岡県自然環境保全条例施行規則第17条第12号アの改正は、公布の日から施行する。